

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

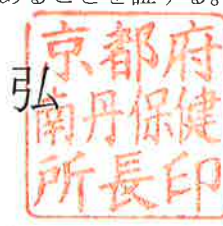


住所 京都府京都市伏見区横大路千両松町126番地

氏名 株式会社京都環境保全公社  
代表取締役 鍋谷 剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府南丹保健所長 廣畑 弘



許可の年月日 平成23年2月1日

許可の有効年月日 平成30年1月31日

### 1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含む)

- ① 廃プラスチック類
- ② 紙くず
- ③ 木くず
- ④ 繊維くず
- ⑤ ゴムくず
- ⑥ 金属くず
- ⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

以上7種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものについては積替え又は保管を含まない。）

(積替え又は保管を含まない)

- ⑧ 燃え殻
- ⑨ 汚泥
- ⑩ 廃油
- ⑪ 廃酸
- ⑫ 廃アルカリ
- ⑬ 動植物性残さ
- ⑭ ぬい
- ⑮ がれき等
- ⑯ ばいじん
- ⑰ 13号廃棄物

以上10種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	京都府船井郡京丹波町猪鼻冠石8番及び26番1
面積	3,600 m <sup>2</sup>
産業廃棄物の種類	① 廃プラスチック類 ② 紙くず ③ 木くず ④ 繊維くず ⑤ ゴムくず ⑥ 金属くず ⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)
積替えのための保管上限 積み上げることができる高さ	455.25 m <sup>2</sup> (409.5m <sup>2</sup> +45.75m <sup>2</sup> )

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- 昭和53年3月30日:当初許可
- 昭和56年2月6日:変更許可(取扱う産業廃棄物の種類の追加:①⑩)
- 昭和57年3月18日:変更許可(取扱う産業廃棄物の種類の追加:⑥⑦⑪⑫)
- 昭和58年12月22日:変更許可(取扱う産業廃棄物の種類の追加:③⑬⑭⑮)
- 昭和59年12月17日:変更許可(取扱う産業廃棄物の種類の追加:③④⑰)
- 昭和61年10月1日:継続許可
- 平成2年4月11日:変更許可(取扱う産業廃棄物の種類の追加:⑬)
- 平成3年2月1日:継続許可
- 平成8年2月1日:更新許可
- 平成8年10月23日:変更許可(事業の範囲の変更:積替え又は保管を含むものに①②③④を追加)
- 平成13年2月1日:更新許可
- 平成18年2月28日:更新許可
- 平成20年7月25日:変更許可(事業の範囲の変更:積替え又は保管を含むものに⑥⑦を追加、取扱う産業廃棄物の種類の追加:⑤)
- 平成23年2月1日:更新許可
- 平成23年12月26日:優良基準適合
- 平成29年9月14日:積替えのための保管上限の変更に伴う許可証の書換え

### 5. 積替え許可の有無

市名 京都市 有・無 許可番号 06512005708

### 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無